

雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が不適正

1件 不当金額(支出) 477万円
(前年度 1件 2279万円)

1 保険給付の概要

キャリアアップ助成金は、雇用保険で行う事業である雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、雇用保険法等に基づき、期間の定めがある労働契約を締結する者等の企業内でのキャリアアップ^(注)を支援するために、キャリアアップに向けた取組を実施した事業主に対して国が経費等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、人材育成コース(平成30年度に人材開発支援助成金に統合)、正社員化コース等がある。

助成金の支給を受けようとする事業主は、対象者、目標、計画期間等が記載されたキャリアアップ計画書を管轄の都道府県労働局(以下「労働局」)に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。また、助成金の対象となる取組のうち、人材育成コースについては、上記キャリアアップ計画書のほか、実施する職業訓練(以下「訓練」)の内容等が記載された訓練計画届を労働局に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。

人材育成コースの支給要件は、事業主が、受給資格認定に係る訓練計画に基づき訓練を実施することなどとなっており、同コースの支給対象経費は、訓練に係る経費のうち支給申請日までに支払が終了しているものに限られている。

(注) キャリアアップ 職務経験又は職業訓練等(職業訓練又は教育訓練をいう。)の職業能力の開発の機会を通じて、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られること

2 検査の結果

神奈川労働局管内において、28、29両年度に助成金の支給を受けた2事業主は、人材育成コースにおいて、訓練に係る経費を支給申請日までに支払っていなかったり、訓練の実施状況を適切に管理していなかったため訓練受講者が不在である時間帯に訓練計画に基づく訓練を実施したとしていたりして、助成金の支給を申請しており、これら2事業主に対する助成金の支給額計559万円のうち計477万円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

<事例>

神奈川労働局は、事業主Aから、27年9月1日から32年8月31日までを計画期間とするキャリアアップ計画書について27年7月に、また、人材育成コースに係る訓練計画届について同年8月にそれぞれ提出を受けて、助成金の受給資格を認定していた。そして、事業主Aから、当該訓練計画に基づき27年9月から同年11月までの間に訓練受講者4人に対して訓練を実施したとして、28年1月に支給申請書、訓練に係る経費の領収書、実施状況報告書等の添付書類の提出を受けて、同労働局は、これらの書類に基づき、同年7月に助成金200万円の支給決定を行っていた。

しかし、事業主Aが支給申請日までに訓練に係る経費を支払った事実はなく、事業主Aは、支給申請に当たって事実と異なる領収書を提出していた。また、提出された実施状況報告書には、訓練受講者が不在である時間帯に訓練計画に基づく訓練を実施したとする内容が含まれていた。これらのことから、事業主Aに対する助成金の支給額200万円のうち118万円は支給の要件を満たしておらず、支給すべき額を超えて支払われていた。

なお、これらの点について事業主Aは、支給申請手続を第三者に委ねていたため、自らは提出書類を確認しておらず、その内容を承知していなかったとしている。

なお、これらの不適正な支給額については、全て返還の処置が執られた。